都税だより

ー都税についてのお知らせー

昨年度に引き続き、令和８年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します 23区内



減免対象　一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が１億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合　固定資産税・都市計画税の税額の２割

減免手続　減免を受けるためには、申請が必要です。
申請期限は令和８年１２月２８日（月）です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、９月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※　同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
※　こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所



── 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。──